2026 年 10 月号

連絡先：〒573－1105
大阪府枚方市南楠葉 2 丁目 32-9
電話 ： 080-4649-2551
ｅ－ｍａｉｌ：sr-ooi@lapis.plala.or.jp

大井社労士事務所便り

10 月から社会保険の届書様式が一部変更されました

◆7 種の届書が変更

日本年金機構は、令和 8 年 10 月から健康保険・厚生年金保険関係の一部の届書のレイアウトを変更しました。被保険者資格取得届、資格喪失届、被保険者区分変更届、特定適用事業所該当／不該当届など、7 種です。採用や退職、70 歳到達、働き方の変更といった日常的な手続きに使う届書が含まれます。

新様式等は、日本年金機構ホームページや e-Gov サイトからダウンロードできます。電子申請用の届書作成プログラムも新バージョン（Ver34.00）が公開されています。

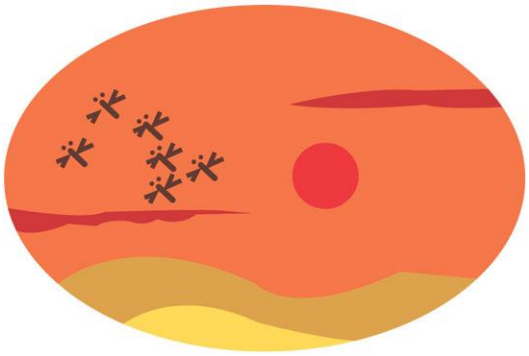
◆変更点と必要な社内対応

変更は、10 月から開始された最低賃金の減額特例の対象者が健康保険・厚生年金保険に任意加入することができる制度に伴うものです。新様式・記入例を見ると確認できますが、例えば被保険者資格取得届では、⑩の備考欄に「6. 特定減額特例対象者の任意取得」が追加されています。

その他の届書も同様ですが、変更箇所は届書ごとに異なるため、新旧の様式を見比べてご確認ください。見た目の変更は小さくても、制度改正にかかわる重要な変更です。

旧様式のデータや社内マニュアルの記入見本は使い回さないようにし、電子申請利用の場合は、プログラムのバージョンも確認してください。

日本年金機構は、令和 8 年 10 月 1 日以降、やむを得ず旧様式で特定減額特例対象者に関する「資格取得届」または「資格喪失届」を提出する場合は、備考欄に「特定減額特例対象者」と入力のうえ、『健康保険厚生年金保険特定減額特例対象者被保険者資格取得/喪失申出書』を添付し、申請するよう案内しています。



【参考】
日本年金機構（2026 年 10 月 1 日更新）
https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/jigyosho/2026/202610/100102.html

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshishinsei/oshirase/zenpan/20261001.html

（届書作成プログラム）
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshishinsei/download.html

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

毎年 11 月は、厚生労働省が定める「過労死等防止啓発月間」です。過労死等とその防止に対する国民一人ひとりの関心と理解を深め、過労死のない健全な社会を実現するため、全国で集中的な周知・広報活動が展開されます。

「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、③死亡には至らないものの、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害を発症した場合を

指します。

◆過労死等防止対策推進シンポジウム

期間中、全国 47 都道府県でシンポジウムが開催されます。過労死遺族による体験談や、有識者による講演などが行われ、誰でも無料で参加可能です（事前申込制）。ポスター掲示や Web 広告などを通じた多角的な啓発も全国で実施されます。

◆過重労働解消キャンペーンも展開

「過重労働解消キャンペーン」も併せて実施されます。長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、労働局による長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点的な監督指導が行われるほか、全国一斉の無料労働相談窓口の開設や、事業主向けセミナーの開催など、総合的な施策が実施されます。

過労死等の防止には、原因の一つである長時間労働を削減し、ワーク・ライフ・バランスを図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことが不可欠です。

従業員の健康と安全を守るため、この機会に労務管理体制や職場環境を今一度点検してみましょう。

【参考】
厚生労働省「しごとより、いのち。」
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html#link01

11 月の税務と労務の手続提出期限［提出先・納付先］

10 日
- ○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付［郵便局または銀行］
- ○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞［公共職業安定所］

16 日
- ○ 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10 月 31 日の現況）の提出［税務署］

30 日
- ○ 個人事業税の納付＜第２期分＞［郵便局または銀行］
- ○ 所得税の予定納税額の納付＜第２期分＞［郵便局または銀行］
- ○ 健保・厚年保険料の納付［郵便局または銀行］
- ○ 健康保険印紙受払等報告書の提出［年金事務所］
- ○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出［公共職業安定所］
- ○ 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞［公共職業安定所］